

会則改訂についてのご提案

日本時間生物学会会員の皆様

日頃学会運営に多大なご協力を頂きありがとうございます。2015 年の会則改訂により、選挙により選ばれる理事の任期が「連続する 2 期 6 年まで」となっています。このため、現規定では次の選挙では現理事の約半数が被選挙権を失います。そこで、安定な学会運営を確保すること、および分野、ジェンダーあるいは活動地域を考慮し、会員の多様な意見をより反映できるようにするために、昨年の新体制発足以来理事会で議論を重ねてきました。これを受け、この度会則の改正による理事数の増員をお諮りすることになりました。

今回の会則の改正案のポイントは以下の三点になります。

- ① 現在、会則施行内規に定められている理事長推薦理事枠を 5 名から「8 名を超えない人数」に増員し、内規ではなく会則に明記する。
- ② 現在、理事長推薦枠は理事長が推薦し、任命することとなっているが、選挙で選ばれた理事の同意を必要とする旨会則に明記する。
- ③ 現在、理事長推薦枠は「分野を勘案」したうえで規定されているが、ジェンダーや活動地域についても勘案するよう会則に明記する。

これらを踏まえ、理事会から下記の改正案を提案させていただき、秋の総会にてお諮りしたいと思います。ご意見、ご質問などございましたら、総会までに学会事務局までお知らせいただけますと幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日本時間生物学会理事長 深田吉孝

【改正案】

会則 3 章 組織と運営

(役員)

1. 本会には次の役員を置く。理事長 1 名、副理事長 3 名、事務局長 1 名（副理事長が兼務）、理事若干名、監査委員 1 名。役員は正会員でなければならない。役員の任期は 3 年とする。
2. 評議員の選挙で評議員の中から理事 10 名を選出し、総会において決定する。さらに理事長は、分野、ジェンダーあるいは活動地域などを適宜勘案し、8 名を超えない人数の理事候補を評議員の中から推薦することができる。推薦された理事候補は、選挙で選出された理事の同意を以て理事に選出される。理事の任期は連続 2 期までとする。ただし、理事長推薦理事

事の任期は含めない。

3. 以下略

- 会則施行内規の 4 章理事の選出第 2 項（下記参照）を削除

【現在の理事選出規定】

会則 3 章 組織と運営

（役員）

- 本会には次の役員を置く。理事長 1 名、副理事長 3 名、事務局長 1 名（副理事長が兼務）、理事若干名、監査委員 1 名。役員は正会員でなければならない。役員の任期は 3 年とする。
- 評議員の選挙で評議員の中から理事 10 名を選出し、総会において決定する。理事の任期は連続 2 期までとする。ただし、理事長推薦による理事としての任期は含めない。
- 以下略

会則施行内規

4. 理事の選出

- 投票は無記名で 5 名以内の連記とする。
- 理事長は分野を勘案し、5 名の理事を評議員の中から追加して任命することが出来る。